

姫路市住宅課からのお知らせ

このお知らせは、固定資産税が課税されている方の納税通知書に同封しています。現在、空き家をお持ちでない方や適正に管理されている方にもお送りしていますのでご了承ください。

空き家の所有者(相続人)の方へ

空き家の管理は所有者等の責任です

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者は、周辺の生活に悪影響を及ぼさないよう適切に管理する責任があります。

適切に管理せずに放置した結果、瓦や外壁が落下し、近隣家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、所有者等が損害賠償責任を負うことになります。(民法第717条)

空き家になる前にできること

『話し合おう(相続しよう)』

住まいを将来どうするのか、決めないまま相続すると、相続人同士で方針が決まりにくく、そのまま放置しがちです。あらかじめ家族で相談しておきましょう。

また、相続時の無用なトラブルを避けるため、遺言書を作ることも有効です。

空き家に関するルールの変更点

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から相続(遺言を含む)登記が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日(遺産分割の場合は成立した日)から3年以内に相続登記をしなければなりません。



法務局HP

氏名・住所等の公表について

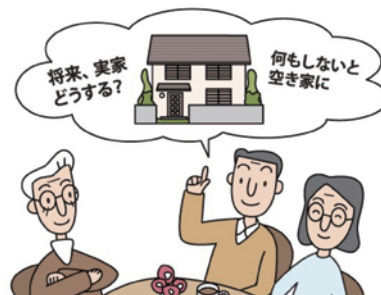
姫路市老朽危険空き家等の対策に関する条例を改正し、空き家特措法に基づく措置として命令に従わない者の氏名・住所等をインターネットで公表することが可能となりました。



姫路市HP

管理不全空き家への措置について

放置すれば特定空き家(非常に危険な空き家)となるおそれがある空き家(管理不全空き家)として勧告された場合においても、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)は解除されます。



空き家に関するご相談

空き家に関するお問い合わせ

姫路市住宅課

TEL: 079-221-2642

Mail: juutaku@city.himeji.lg.jp



空き家に関する各種制度

解体補助金制度



空き家バンク



無料相談会



空き家の譲渡所得
3,000万円特別控除



マンションに関すること

- ・マンション管理基礎セミナー、管理相談
- ・分譲マンション管理アドバイザー派遣



空き家の売却や相続等でお困りの場合

ひょうご空き家の総合相談窓口

TEL: 078-325-1021



以下の広告内容に関するご質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。
(広告主と姫路市空家等対策業務とは直接関係ありません。)

不動産の売却でお困りの方は赤鹿地所へ!

土地 戸建 マンション・アパート 田畑 駐車場

相続登記が義務化されました
放っておくと
10万円以下の過料の対象かもしれません

こんな不動産が対象です!
所有権移転していない
過去に相続した不動産
※令和6年4月1日施行

変更登記していない
氏名や住所が変わった
住所変更 引越し
※令和6年4月1日施行/過料5万円以下

総合不動産業として、お客様の不動産のあらゆるニーズにおこたえします。

相談・査定
無料

不動産の買取・売却のご相談窓口

株式会社
赤鹿地所

お問い合わせは **0120-939-100**

〒670-0083 兵庫県姫路市辻井1丁目1番23号 TEL.079-295-7774

赤鹿地所 検索

●(一社)兵庫県宅地建物取引業協会会員 ●兵庫県知事(8)第450660号 ●(公社)近畿地区不動産公正取引協議会加盟 ●(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員

空き家でお困りではありませんか?

空き家ごとで異なるお悩み、全てワンストップで解決いたします。

ご所有の空き家でお悩みの方
現在お持ちの空き家で、管理や維持費に困ってらっしゃる方、将来、空き家の相続を検討されている方、空き家の有効活用や売却、解体等、宅地建物取引士や司法書士など専門家を交えて、対応いたしますので、お気軽にご相談ください。
※ご紹介した専門家によって、相談料が別途必要になる場合がございます

相続や売却 解体 維持・管理

ご近所の空き家でお困りの方
所有者様も気づかれていない空き家の状況を自治会様と連携し、市町村の担当窓口より所有者様に状況をお伝えして頂くよう働きかけを行います。
ご連絡は匿名で結構ですので、お気軽にご連絡ください。

庭木問題 家屋の倒壊 不法投棄 不審者

一般社団法人 **相談は無料です!**

はりま空き家と相続サポートセンター
☎ **079-280-9360** 〒671-1211 姫路市勝原区熊見5番地の3
H.P <http://akiya-souzoku.or.jp/>